



令和元～2年

年末年始の市の業務と休館日



■市役所、各支所・出張所

市役所 ☎77551111
☎77519819

市役所と平方・原市・大石・上平・大谷支所、尾山台・上尾駅出張所は12月28日(土)～1月5日(日)は休みです。

●婚姻・離婚・出生・死亡届など

右記の期間中は、市役所北口玄関の「休日夜間受付」で受け付けます。この期間中に受け付けた届け出などの確認作業は、1月6日(月)から行います。

●証明書のコンビニ交付サービス

12月29日(日)～1月3日(金)は、マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアでの証明書交付が店舗によっては一時停止となります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■上・下水道

市管工業協同組合漏水対策室
☎01207111930
☎77117878

12月28日～1月5日の期間中に、

水道の漏水や公共下水道が詰まった場合などの修理は、市管工業協同組合漏水対策室に連絡してください。

■ごみ収集・直接搬入

西貝塚環境センター ☎78119141
☎78119166

●ごみ収集

年末年始のごみ収集(可燃ごみ)は左表のとおりです。ごみは正しく分別し、収集日の8時までにごみ集積所に出してください。※ごみの量や交通事情により、収集時間変動する場合があります。

【年末年始のごみ収集】

収集区域	年末最終日	年始開始日
A・B地区	12月30日(月)	1月6日(月)
C・D地区	12月31日(火)	1月7日(火)

※詳しくは『上尾市ごみ収集カレンダー』を確認してください。

●ごみの直接搬入

直接搬入日は下記のとおりです。

【主な施設の年末年始の休館日】

施設名	年末年始の休館日
ことぶき荘	12月28日(土)～1月5日(日)
コミュニティセンター	12月28日(土)～1月4日(土)
イコス上尾	
図書館・各分館	
文化センター	
自然学習館	
各公民館	12月28日(土)～1月5日(日)
消費生活センター	
瓦葺ふれあい広場	
児童館アッピーランド	
児童館こどもの城	
上平公園テニスコート	12月29日(日)～1月3日(金)
平塚公園テニスコート	
健康プラザわくわくランド	
平方スポーツ広場	12月31日(火)～1月2日(休) ※12月29日(日)・30日(月)、1月3日(金)～5日(日)は17時に閉館します。
平方野球場	
市民体育館	
上尾伊奈斎場つつじ苑	1月1日(祝)～3日(金) ※12月31日(火)は告別式だけ、1月4日(土)は上尾市・伊奈町に在住の人を優先します。

搬入の際は、係員の指示・誘導に従ってください。なお、市内で発生したごみであることを確認するため、本人確認ができる物(自動車運転免許証など)をお持ちください。※搬入までに、1時間以上かかることがあります。【最終搬入日】12月23日(月) 【年始開始日】1月8日(水) 【搬入時間】(月)～(金)8時45分～11時30分、13時～16時15分 ※12月24日(火)～1月7日(火)は、ごみの直接搬入はできません。【処理手数料】家庭ごみ/10誌につき80円、事業ごみ/10誌につき230円

●ごみの搬入は事前に分別を

ごみの種類ごとに袋に入れるな

■し尿くみ取り

生活環境課 ☎77516940
☎77519872

ど、事前に分別してからお持ちください。※大量のごみの処分について、ご自身で持ち込むことができない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者(市ホームページに掲載)に依頼してください。業者ごとに料金が異なりますので、直接、業者に問い合わせてください。また、産業廃棄物は搬入できません。

12月29日(日)～1月5日(日)は、し尿のくみ取りは休みです。年末の問い合わせは、12月27日(金)までに生活環境課へお願いします。

12月14日は、本庁舎と尾山台・上尾駅出張所の業務を休業

行政経営課 ☎77533963
 ☎77688873
 市民課 ☎77515128
 ☎77519827

市役所本庁舎1階・2階(市民税課、納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、保育課に限る)の窓口と尾山台・上尾駅出張所は、土曜日も業務を行っています。12月14日(土)は本庁舎と第三別館工事のため、業務を休みます。

台風19号により被災した児童生徒に対する学用品費・給食費などの援助

学務課 ☎7759604
 ☎77515633

台風19号の被害により、経済状況が急変し、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、子どもの学用品費の一部や給食費などを援助しています(所得制限あり)。年度途中で避難のために転入した人や世帯状況が変わり援助が必要になった人も随時受け付けます。【必要書類】り災証明書、保護者名義の振込口座の分かる物、賃貸住宅に住んでいる場合は賃貸借契約書の写し、平成31年1

月2日以降に上尾市に転入した保護者は平成31年度(令和元年度)所得証明書など ④①市内小・中学校在籍者の保護者/申請書(各市立小・中学校、学務課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、必要書類を添えて、通学している小・中学校または学務課へ ②国・県立小・中学校在籍者の保護者/申請書(学務課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、必要書類を添えて(月)〜(金)(祝を除く)に直接、学務課へ

野外焼却などの自粛にご協力を

(野外焼却)生活環境課 ☎77516940
 ☎77519872
 (ごみ) ☎78119141
 ☎78119166
 西貝塚環境センター

野外焼却による煙や臭いなどの苦情が多く寄せられています。野外焼却は快適な生活環境を損ない、周囲の迷惑(洗濯物や布団に臭いが付くなど)になるばかりでなく、大気汚染の原因にもなります。また、薪ストーブなどを使用する場合は、近隣の住宅に迷惑が掛からないよう配慮してください。

●ごみの焼却の禁止 ごみの焼却



キラリ☆あげおPR大使

2020フレッシュあげおを募集

上尾商工会議所青年部 ☎773-3111・☎775-9090

上尾の商工業の発展と、上尾のイメージアップのため、2020年度の「フレッシュあげお」を募集します。市の「キラリ☆あげおPR大使」としても活動しています。④次の①～③の全てに該当する人①市内に在住・在勤・在学で令和2年4月1日時点で18歳以上②1年間(令和2年4月1日～令和3年3月31日)上尾商工会議所などの公式行事など、PR活動に責任をもって参加できる③特定の興行会社または他団体と類似契約をしていない ④上尾商工会議所青年部のホームページ(☎http://www.ageocci.or.jp/yeg/fresh.html)の応募フォームからの送信または応募用紙(上尾商工会議所にある)に必要事項を記入し、写真(全身・上半身、各1枚)を添付して、令和2年1月20日(月)まで(当日消印有効)に直接または郵送で、上尾商工会議所青年部フレッシュあげお係(〒362-0013上尾村1157 市上下水道部庁舎3階)へ

令和2年
1月20日(月)まで



2019フレッシュあげお



応募フォーム

は、県条例で定めた構造に適合する、高温で排出ガスの適正処理ができる施設だけで可能です。事業所や家庭などで、簡易焼却炉やドラム缶・素掘

り穴などを用いてのごみの焼却は、禁止されています(一部、適用除外があります)。家庭の一般ごみは、分別してごみ収集に出してください。

後期高齢者医療保険料納付確認書・ 国民健康保険税納付確認書・ 介護保険料納付確認書を郵送

保険年金課 ☎775-5125
☎775-9827
納税課 ☎775-5135
☎775-9846
高齢介護課 ☎775-5127
☎776-8872

「後期高齢者医療保険料納付確認書」「国民健康保険税納付確認書」「介護保険料納付確認書」を次のとおり郵送します。納付済みの保険料(税)は、所得税や市・県民税申告時に社会保険料控除の対象となります。※特別徴収(年金天引き)された分は、本人以外の申告には使えません(例/夫婦とも年金天引きの場合、夫の申告に妻の年金天引き分は使えない)。

①後期高齢者医療保険料納付確認書

☑平成31年～令和元年に後期高齢者医療保険料を納付した人 ※詳しくは、保険年金課にお問い合わせください。

②国民健康保険税納付確認書

☑平成31年～令和元年に国民健康保険税を納付した人 ※詳しくは、納税課にお問い合わせください。

③介護保険料納付確認書

☑65歳以上で平成31年～令和元年に介護保険料を納付した人 ※納付確認書は、65歳になってからの介護保険料納付分だけです。64歳までの介護保険料は、加入している健康保険(国民健康保険、健康保険組合など)の保険料に含まれています。※詳しくは、高齢介護課にお問い合わせください。

●①～③共通

【郵送時期】令和2年1月下旬

※特別徴収(年金天引き)と普通徴収(納付書や口座振替)の両方で納付した人は、申告時に市発行の納付確認書を利用してください。年金支払機関発行の「公的年金等の源泉徴収票」の金額に普通徴収の納付額は含まれていません。

※平成31年～令和元年に転入した人は、前市区町村の納付額も併せて申告してください。郵送した納付確認書に記載される保険料・税納付額は、上市市へ納付した分だけです。年末調整などで早めに必要な人は、無料で納付確認書を交付しますので、各問い合わせ先に連絡してください。

第2次上尾市健康増進計画・ 食育推進計画(案)への意見を 募集

健康増進課 ☎774-1414
☎774-8188

健康づくり・食育に関する施策を総合的に推進するため、「第2次上尾市健康増進計画・食育推進計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので、市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】12月12日(木)～令和2年1月10日(金) 【計画(案)・意見書の設置場所】健康増進課東・西保健センター、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所 ※市ホームページにも掲載します。☑市内に在住・在勤・在学の人 【意見などの取り扱い】内容を検討し、策定の参考にする。 ※住所・氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容をホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、1月10日まで(当日消印有効)に、直接か郵送またはファクス、メールで健康増進課(〒362-0015 緑丘2-1-27、☎5178000 @city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

第2期上尾市子ども・子育て 支援事業計画(案)への意見を 募集

子ども支援課 ☎783-4962
☎774-5342

子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進するため、「第2期上尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので、市民コメント制度に基づき、意見を募集します。【計画(案)の公表・意見募集期間】12月2日(月)～27日(金) 【計画(案)・意見書の設置場所】子ども支援課、市役所1階情報公開コーナー、各支所・出張所 ※市ホームページにも掲載します。☑市内に在住・在勤・在学の人 【意見などの取り扱い】内容を検討し、策定の参考にする。 ※住所・氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容をホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、27日まで(当日消印有効)に直接か郵送またはファクス、メールで子ども支援課(〒362-8501 本町3-1-1、☎517200 @city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

上尾市美術展覧会

～市長賞受賞作品の紹介～

生涯学習課 ☎775-9496・FAX776-2250

10月22～27日に「第51回上尾市美術展覧会(市展)」がコミュニティセンターと市民ギャラリーで開催され、6部門455点の力作が出品されました。このうち市長賞を受賞した4点を紹介します。



写真の部

『里の秋』平岡 ひろ子さん



工芸の部

『織部花器』村山 いつ子さん

書の部

『許渾詩』秋山 美春さん

懐五泣京華舊山歸路餘靜依禪客
院幽學堅人家庭晚烏身樹園替蝶
護蒼東門有閑地誰種邵平瓜

洋画の部

『光の種』中島 伸一さん



総合治水計画(案)の縦覧と意見書の受け付け

河川課 ☎77593381
FAX77519906

近年、頻発する局地的な集中豪雨や台風により、浸水被害が増加する可能性から、水害に強いまちづくりを目指すため「上尾市総合治水計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので、市民コメント制度に基づき、意見を募集します。

【計画(案)の縦覧・意見募集期間】12月2日(月)～16日(月)8時30分～17時15分(土(日)を除く) 【計画(案)・意見書の設置場所】河川課、市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載します。 ☎市内に在住の人または利害関係人【意見などの取り扱い】内容を検討し、策定の参考にする。 ※住所・氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容を市ホームページで公表します。個別には回答しません。【提出方法】意見書に必要事項を記入して、16日まで(当日消印有効)に直接または郵送で河川課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※電話では受け付けできません。



☎ 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」
📍 場所
📄 内容
👤 対象
💰 費用・金額 ※記載のないものは「無料」
👤 定員
📄 持ち物
📞 問い合わせ

後期高齢者医療制度加入者・70歳以上の国保加入者に年間の高額療養費(外来年間合算)を支給

保険年金課 国保給付担当 ☎7755136
 (高齢者医療担当) ☎7755125
 ☎77519827

1年間(8月～翌年7月)の外来診療分の自己負担額の合計額が14万4千円を超えた場合、申請により超えた額が年間の高額療養費として支給されます。 ※差額ベッド代や室料など保険診療対象外のものや、食事負担額は対象になりません。

①後期高齢者医療制度に加入している、または70歳以上で市国保に加入

教育委員会委員に中野住衣氏

教育総務課 ☎775-9469・☎776-2250

11月20日付で教育委員会委員に、中野住衣氏を再び任命しました。任期は令和5年11月19日までです。



中野住衣氏 / 元市立平方東小学校校長。五番町在住

している②令和元年7月31日時点で、保険証の負担割合が1割または2割

☎12月以降(予定)に郵送される申請書を持って、保険年金課または各支所・出張所へ ※住所変更や他の医療保険に異動した場合などは、申請書を郵送できないことがあります。 ※平成30年8月～令和元年7月を通して同じ保険に加入している場合は、月間の高額療養費と同じ口座に自動振込を行うため申請は不要です。ただし、市国保加入者は国保世帯の中に70歳未満の人がいる場合や、市国保税を完納していない場合は、自動振込ではなく申請書を郵送します。 ※月ごとの高額療養費の申請漏れにご注意ください。

消費生活センター 消費生活相談員を募集

消費生活センター ☎77510800
 ☎77614600

【任用期間】令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日 【勤務日・時間】(月)～(金)のうち週4日・1日5時間30分

【勤務地】消費生活センター ☎消費生活に係る相談対応・情報提供に関する業務、消費者啓発・消費者教育推進に関する業務など ②次の①～③いずれかの資格を有する人①消費生活専門相談員②消費生活アドバイザー

市職員を募集

職員課 ☎775-5112・☎775-9819

令和2年4月
採用予定

【職種・採用予定人数・第1次試験日】

職種	人数	第1次試験日
一般事務	2人程度	12/20(金)～12/22(日)
一般事務(障害者)	2人程度	
土木	1人程度	
建築	1人程度	
保育士	2人程度	

【試験内容】

公務員として必要な知識について、活字印刷文による教養試験・専門試験(職種による)・作文試験・人物試験・適性検査などを行います。

【申し込み方法】

12月11日(水)17時15分まで(必着)に、市ホームページから電子申請または申込書・自己紹介書(職員課または各支所・出張所・図書館本館にある。市ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記入して、郵送で職員課(〒362-8501本町3-1-1)へ ※受験資格など詳しくは、受験案内をご覧ください。

60歳以上の国民年金任意加入

保険年金課 ☎7755137
 ☎77519827

国民年金は、20歳以上60歳未満の人が加入しますが、60歳以上の人も、希望すれば加入することができます。

①任意加入 ②年金額を満額に近づけたい人または年金の受給資格期間(10年以上)が不足している60歳以上

65歳未満の人 ※申し出のあった月から加入となり、60歳の誕生日の前日から受け付けます。なお、老齢基礎年金を受給中または厚生年金に加入中の人は加入できません。任意加入期間は、保険料免除の申請はできません。

②**特例任意加入** ④65歳までには受給資格期間(10年以上)を満たせないが、70歳までに受給資格期間を満たせる人 ※昭和40年4月1日以前に生まれた人だけです。【期間】受給資格期間を満たす時まで

●①②**共通** ⑤年金手帳(本人・配偶者)、マイナンバーカードまたは通知カードと自動車運転免許証などの本人確認ができる物、預(貯)金通帳、通帳届出印、退職して加入する場合は資格喪失証明書など、戸籍謄本(特例任意加入時だけ)を用意して直接、保険年金課へ

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

人権男女共同参画課 ④77555117

④77855112

12月10～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。北朝鮮による拉致問題の解決には、「拉致は許さない」という市民一人一人の声が大きな力になります。この週間に機に、拉致問題への意識を高めましょう。

確定申告に便利なID・パスワードの取得を

(住民税)市民税課 ④77555131

④77519846

(所得税)上尾税務署 ④77011800

(自動音声案内の「2」を選択)

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、IDとパスワードを入力すると、自宅などのパソコンやスマートフォンからe-Taxで確定申告ができます。※IDとパスワードは、税務署で5分程度で取得できます。自動車運転免許証などの本人確認ができる物をお持ちください。

特別障害者手当・障害児福祉手当

重度心身障害者福祉手当

障害福祉課

④77555123

④7768872

①**特別障害者手当** ④市内に住所があり、障害基礎年金1級程度の障害が重複するなど、身体や精神の著しい重度の障害により、日常生活で常時特別の介護が必要な状態と認められる20歳以上の人(施設入所中や3カ月を超えて入院している人を除く) 【支給額】月額2万7,200円(所得制限あり)

②障害児福祉手当 ④市内に住所があり、20歳未満で次の(1)～(3)のいずれかに該当する人(施設入所中や障害を支給事由とする年金を受給している人を除く)(1)身体障害者手帳1級の一部または2級の一部(2)療育手帳(3)精神障害または血液疾患で(1)

(2)と同程度の障害がある 【支給額】月額1万4,790円(所得制限あり)

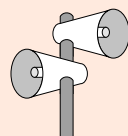
③重度心身障害者福祉手当 ④市内に住所があり、次の(1)～(5)のいずれかの手帳を所持している人(1)身体障害者手帳1・2級(2)療育手帳A・A

(3)精神障害者保健福祉手帳1級(4)療育手帳B(5)精神障害者保健福祉手帳2級 【支給額】(1)～(3)月額5千円、(4)・(5)月額2,500円 ※特別障害者手当、障害児福祉手当を受給中の

人、65歳以上で新規に障害者手帳を取得した人を除きます(障害児福祉手当受給者のうち、20歳未満で身体障害者手帳1級または2級と併せて療育手帳AまたはAを所持している人は対象になります)。※受給者本人に住民税が課税されているとき、または施設に入所しているときは支給停止になります。

●①③**共通** 手続き方法は障害福祉課へ問い合わせてください。※現在受給資格のある人は、手続きは不要です。

防災行政無線を用いた緊急情報の伝達訓練



危機管理防災課 ④775-5140・④775-9927

防災行政無線による試験放送

市内に設置してある防災行政無線から一斉に、次のように放送されます。

【放送内容】

- ①「これは、Jアラートのテストです」を3回
- ②「こちらは、防災上尾です」

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われる訓練です。時12月4日(水)11時ごろ ④右表のとおり

重度心身障害者医療費 助成制度

障害福祉課 ☎77555123

☎7768872

④次の①～④のいずれかに該当する

人①身体障害者手帳1～3級②療育

手帳A・B③精神障害者保健福

祉手帳1級④65歳以上で次の(ウ)の

いずれかの障害により、後期高齢

者医療制度による障害認定を受けて

いる(ア)国民年金法障害等級1・2級

(イ)身体障害者手帳4級の一部(音

声・言語機能障害、下肢障害の一部)

(ウ)精神障害者保健福祉手帳2級 ※

初めて該当する手帳などの交付を受

けた日が平成27年1月1日以降で、

かつ65歳以上の人、上尾市以外の市

区町村から援護または国民健康保険

の給付を受けている人、埼玉県以外

の後期高齢者医療広域連合からの給

付を受けている人を除きます。【助

成額】入院・外来などの各医療保険

制度の自己負担額(ただし、③の人

の精神病床への入院分は除く)、入

院時食事・生活療養標準負担額の2

分の1 【甲】該当する障害者手帳、健

康保険証、本人名義の預(貯)金通帳

の口座番号が分かる物、印鑑認め

印)を用意して直接、障害福祉課へ

※平成31年1月1日以降に上尾市に

転入した人は、平成31年1月1日に

住所があった自治体の発行する所得

証明が必要になる場合があります。

詳しくは、問い合わせてください。

※現在、受給資格のある人は、手続

きは不要です。(出)宛は受け付けで

きません。

プレミアム付商品券の 購入申請書の提出を

プレミアム付商品券対策室

☎7753548

平成31年度住民税非課税者(住民

税課税者と生計同一の配偶者・扶養

親族、生活保護被保護者などを除く)

【提出期限】令和2年2月14日(金)(必

着) 【提出方法】8月下旬に市から

郵送した購入申請書に必要な事項を記

入して、返信用封筒で郵送 ※住民

税の課税状況などを審査します。審

査後に、市から購入引換券を郵送し

ます。



オレンジタフレットで もの忘れチェック

高齢介護課

☎7754190

☎7768872

5分程度で、もの忘れチェックが

クーリング・オフ制度

消費生活センター ☎773-0800・775-0801(相談専用番号)・☎776-4600

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや締結をした場合でも、契約を再考し、申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

【対象となる取引・期間】①店舗や営業所以外の場所での契約②申込書面または契約書面を受け取った日から8日以内(マルチ商法、モニター商法などは20日以内)③代金の総額が3,000円以上の現金取引④商品を使用または消費していない⑤営業目的以外の契約 ※店舗での購入やカタログやインターネット画面を見て申し込む通信販売は、じっくり考えてから契約しているため、クーリング・オフの対象外です。【効果】支払った代金は全額返還される/商品を受け取っている場合は業者負担で商品を引き取ってもらえる/違約金や損害賠償金を支払う必要はない【手続き方法】①期間内(消印有効)に、必ずはがきなどの書面で「契約を解除したい」と通知②証拠を残すため、はがきの両面をコピーして保管

③郵便局で「特定記録郵便」か「簡易書留」にして送付し、受領証を保管(クレジット契約をしている場合は、販売事業者とともにクレジット会社へも同時に通知)【クーリング・オフ以外での契約解除】消費者契約法で取り消しができる場合や業者との交渉で合意解約ができる場合があります。詳しくは、消費生活センターに相談してください。

<p>切手 簡易書留</p> <p>○ ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ ○ 番 地</p> <p>○ ○ ○ 販売株式会社 御中</p> <p>・ 契約者住所 ・ 契約者氏名</p>	<p>契約解除(申込撤回)</p> <p>・ 契約(申込)年月日</p> <p>・ 販売業者名</p> <p>・ 販売員氏名</p> <p>・ 販売業者住所</p> <p>・ 販売業者電話番号</p> <p>・ 賞品(役務・権利)名</p> <p>右記日付の契約を解除(申込を撤回)します。</p>
---	---

(表面)

(裏面)

クーリング・オフ通知の記載例

できる「オレンジタフレット」を導入しました。 ※認知症を診断するも

【所有機関】高齢介護課、市内の地域包括支援センター、上尾市認知症初期集中支援チーム

12月21日(土)
22日(日)

上尾丸山公園 大かいぼり祭

みどり公園課 ☎775-8129・☎775-9906
認定NPO法人生態工房 ☎・☎0422-27-5634
(10～19時・(土)日(祝)を除く)

上尾丸山公園の大池で市民の皆さんと協働でかいぼりを行います。水を抜いた池で、かいぼりのにぎわいを体感し、水辺の生き物や上尾丸山公園の自然について学んでみませんか。時12月21日・22日9時30分～15時30分(雨天決行) 所上尾丸山公園の大池と多目的広場 大池/市民ボランティア「上尾水辺守」と当日ボランティア「おさかな連」による魚類捕獲イベント(9時30分～12時) ※ボランティアの募集はいずれも終了しています。多目的広場/展示(かいぼりで捕獲した生き物と上尾丸山公園の自然情報、他所のかいぼりとかいぼり後の自然情報、上尾の自然情報)、屋台など各種ブースの出演



東京・井の頭池でのかいぼりの様子

市が発注する建設工事、設計・調査・測量業務、土木施設維持管理業務の入札参加資格審査の申請を受け付けます。 図新規申請/令和2年

契約検査課 ☎77515116
☎77519819

平成31・32年度(令和元・2年度)建設工事請負等競争入札参加資格審査申請(新規・追加)受け付け

1月6日(月)～17日(金) 追加申請/令和2年1月6日～24日(金) 申申請書(原ホームページ) <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/nyu/shinkoujitop/index.html> に必要事項を記入して、簡易書留やレターパックなどの到達が確認できる方法で郵送(24日消印有効)で県入札審査課審査担当(工事) (〒330-9301)へ ※住所の記入は不要です。

LINEによる情報配信

行政経営課 ☎775-3963・☎776-8873

市LINE公式アカウントでは、主にイベント、子育て、防災など生活に役立つ情報をお届けしています。【利用方法】LINE(株)が運営するコミュニケーションアプリ「LINE」をスマートフォンなどにダウンロードし、市LINE公式アカウントを友だち登録する。友だち登録をするには、「LINE」の友だち追加からID(@ageocity)を検索またはQRコードリーダーで二次元バーコードを読み込んでください。



市公式LINE



メールマガジンのご利用を

広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

防災・子育てなどさまざまな生活情報を、メールマガジンで随時配信しています。登録は市ホームページからできます。配信情報は下表のとおりです。

※内容によっては、配信が深夜になる場合もあります。
※その他の市公式ソーシャルメディアは、市のホームページをご覧ください。



市ホームページ

ジャンル	配信内容
安心・安全メール	児童・生徒に関わる不審者情報、一般的な防犯・防災情報など
防災無線情報	防災行政無線の放送内容
火災情報	市内で発生した火災に関する情報

ジャンル	配信内容
あげお"ほっと"便 選挙情報	お知らせや市政の最新情報など 選挙に関する情報
子育てアッピーメール	子育て支援に関する情報 子どもの健康やイベントの情報など

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

❖❖❖ 財政事情を公表します ❖❖❖

毎年6月と12月に財政事情を公表しています。これは、市民の皆さんが納めた貴重な税金や国・県からの支出金などがどのように使われているかをお知らせし、市政について理解を深めていただくためのものです。今回は、平成30年度決算と平成31年度上半期の収支状況をお知らせします。

財政課 ☎775-4247・FAX776-8873

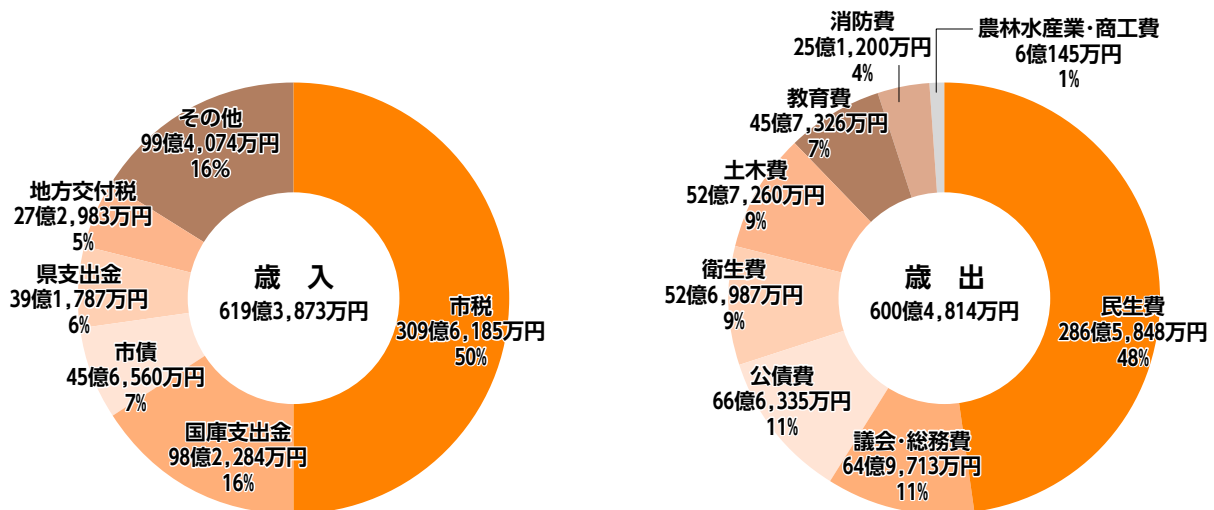
平成30年度決算

1. 一般会計

歳入の決算額は619億3,873万円となり、前年度に比べて14億2,103万円減少(2.2%減)、歳出の決算額は600億4,814万円で、前年度に比べて10億9,789万円減少(1.8%減)しました。

それぞれの内訳は図1のとおりで、平成30年度の主な事業は下記のとおりです。また、支出額の市民1人当たりの換算額は26万2,000円になります(13ページ表参照)。

【図1】平成30年度一般会計決算の状況



平成30年度の主な事業

総務費

- ・シティブロモーション冊子を作製
- ・市制施行60周年記念式典を開催
- ・防災行政無線のデジタル化に着手

民生費

- ・原市小学校校舎内に放課後児童クラブを整備
- ・子育て世帯と親世帯の同居、近居を推進するための補助を実施
- ・幼稚園の認定子ども園移行を支援
- ・子育てに係る切れ目のない支援を行う相談窓口(上尾版ネウボラ)を整備

衛生費

- ・健康マイレージ事業を開始
- ・新たに不育症検査費用を助成

土木費

- ・総合治水計画を策定
- ・鴨川に監視カメラを設置
- ・平塚サッカー場の整備に着手

教育費

- ・小学校のALT(外国語指導助手)を増員
- ・全中学校へタブレットPCを導入、無線LAN環境を整備
- ・夏休みイングリッシュキャンプを実施



市制施行60周年記念式典



夏休みイングリッシュキャンプ

【表】市民1人当たりの支出額の換算額(平成31年4月1日現在の人口22万8,539人で計算)

民生費	議会・総務費	公債費	衛生費
子育て支援、高齢者や障害のある人へのサービスの提供など 12万5,000円	議会運営や選挙、戸籍、徴税、庁舎管理など 2万8,000円	公共施設整備などのために借り入れた市債の返済 2万9,000円	ごみ、し尿の処理、環境対策、健康増進など 2万3,000円
土木費	教育費	消防費	農林水産業・商工費
道路、河川、公園の整備・管理などのまちづくり 2万3,000円	学校、図書館、公民館などの管理運営、文化・スポーツの振興 2万円	消防・救急活動や災害対策など 1万1,000円	農業や商工業の振興 3,000円

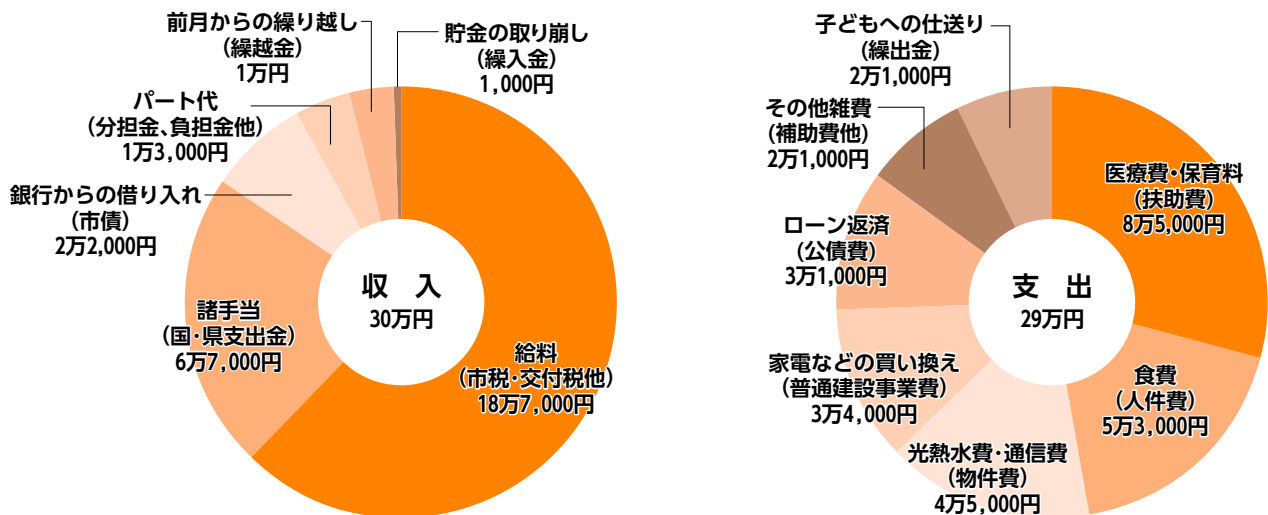


**1人当たりの支出額
26万2,000円**

平成30年度の市の決算を家計に例えると…

市役所と一般家庭では単純に比較できませんが、月30万円の収入がある家計に例えると、収支の内訳は図2のようになります。※『日本の統計2018』(総務省統計局刊行)に基づく労働者の平均給与を参考にしています。

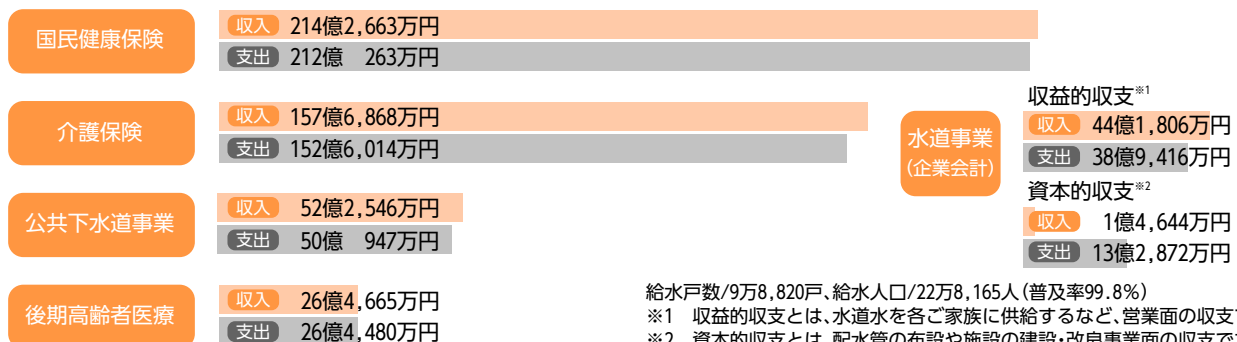
【図2】



2. 特別会計・公営企業会計

特別会計は、特定の事業を実施する場合、一般会計と区分して事業ごとの収支を明確にするための会計です。公営企業会計は、地方公営企業法の適用を受け、利用者の料金などにより公共の利益を目的に経営する事業の会計です。上尾市では水道事業が該当します。

【特別会計と公営企業会計の決算額】

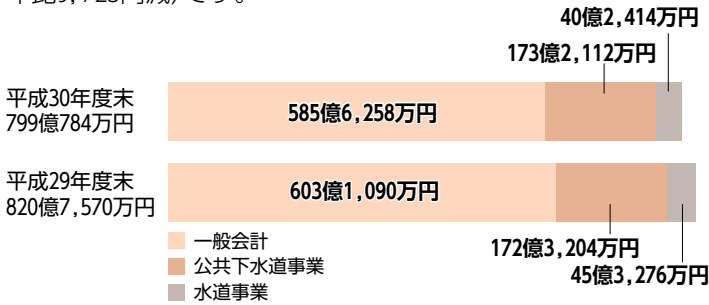


給水戸数/9万8,820戸、給水人口/22万8,165人(普及率99.8%)
 ※1 収益的収支とは、水道水を各ご家庭に供給するなど、営業面の収支です。
 ※2 資本的収支とは、配水管の布設や施設の建設・改良事業面の収支です。

3. 市債の状況

学校や道路、下水道などの公共施設を整備するために国や県、金融機関などからお金を借り入れています。この市の借入金を市債といいます。

平成30年度末の市民1人当たりの市債残高は34万9,646円(前年比9,725円減)です。



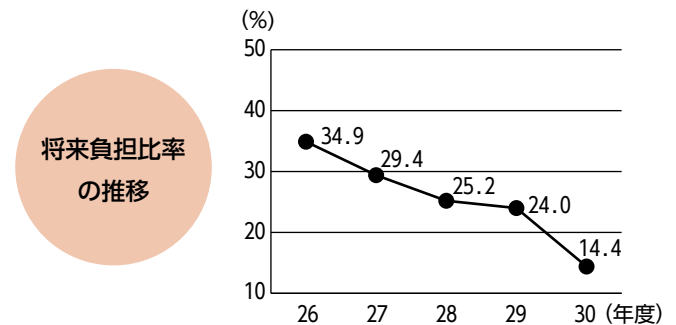
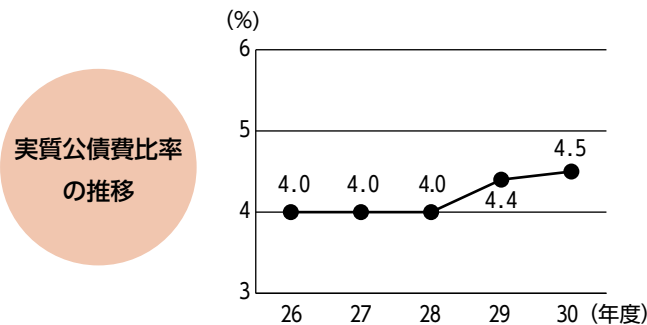
5. 財政健全化指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、市町村の財政破綻(会社でいう倒産)を未然に防ぐため、財政の健全度を示す「健全化判断比率」と公営企業の経営状況の健全度を示す「資金不足比率」を算定し、公表することを義務付けています。

平成30年度の上尾市の指標は全て健全の基準内にあります。

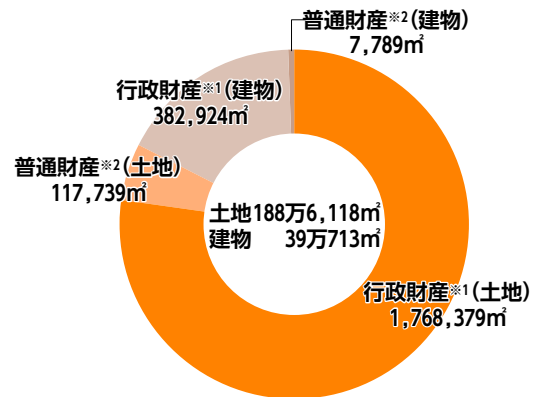
※上尾市は全会計とも赤字決算ではないため、「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は算定されません。

健全化判断比率	上尾市	財政は健全です！ この状態を続けましょう	財政の早期健全化 イエローカードです！	財政の再生 財政危機です！
実質公債費比率 借金の返済などの財政負担がどれくらいか	4.5%	0% ~ 25%	25% ~ 35%	35% ~
将来負担比率 将来的な財政負担がどれくらいか	14.4%	0% ~ 350%	350% ~	



4. 市有財産の状況

市が保有する主な財産は下記のとおりです。



※1 行政財産とは、庁舎、消防施設など市が直接使用する財産や学校、公民館、公園など、市民が共同利用する施設をいいます。
 ※2 普通財産とは、貸し付けなどができる特定の使用目的を持たない財産をいいます。

平成31年度 上半期(4月1日~9月30日)の収支状況

一般会計 666億5千万円	収入 238億9千万円 (収入率) 35.8%	支出 211億7千万円 (執行率) 31.8%
国民健康保険 218億5千万円	収入 77億3千万円 (収入率) 35.4%	支出 85億9千万円 (執行率) 39.3%
介護保険 163億4千万円	収入 55億円 (収入率) 33.7%	支出 50億6千万円 (執行率) 31.2%
公共下水道事業 (企業会計)	収益的収入(37億8千万円)・支出(37億2千万円) 収入 11億6千万円 (収入率) 30.9%	支出 5億円 (執行率) 13.4%
	資本的収入(22億4千万円)・支出(33億3千万円) 収入 5千万円 (収入率) 2.2%	支出 10億6千万円 (執行率) 31.8%
後期高齢者医療 28億6千万円	収入 6億7千万円 (収入率) 23.4%	支出 5億5千万円 (執行率) 19.1%
水道事業 (企業会計)	収益的収入(44億6千万円)・支出(42億5千万円) 収入 21億7千万円 (収入率) 48.7%	支出 12億円 (執行率) 28.2%
	資本的収入(4億2千万円)・支出(18億3千万円) 収入 0円 (収入率) 0%	支出 3億9千万円 (執行率) 21.3%

消防団永年勤続と消防功労者

消防総務課 ☎775-1500・📠775-2230

■消防団勤続20年で7家族が受章

10月10日、第71回埼玉県消防協会定例表彰式が行われ、本市から7家族が永年勤続20年消防団員家族顕彰を受章しました(敬称略、氏名の後の数字は第1～8分団を表す)。

家族顕彰／田中誠・優香②、飯野紀彰・則子③、深山純・朋子⑤、堀越琢磨・真利絵⑥、榎本剛士・理積子⑥、渡辺勇一郎・真美⑥、早田康之・美雪⑧

■消防功労者49人が受章

市内で消防活動に功労のあった次の49人が受章しました。

●県消防協会表彰

一等功労章／矢部真之①、若木秀聖②、為我井正明③、平野修一⑤、菊池春樹⑤、矢島明⑧、坂井孝⑧
二等功労章／寺坂清①、西森信介②、鶴田陽平③、

高橋文一⑥、櫻井裕⑧ **三等功労章**／片柳淳①、小川寿誉①、小田川真②、籠宮一徳④、田中輝夫⑦、三ツ木洋平⑦ **機関技能章**／石川佳太①、高橋祐太④ **勤続章**／大竹直樹⑦

●県消防協会上尾支部表彰

特別功労章／宮倉佑太③、加藤進⑦、横田哲也⑦、乾利有⑧ **一等功労章**／新井丈介②、田口達也⑤、横田裕之⑥、岩田真一⑥、松沢孝一⑧ **二等功労章**／野崎孝幸③、横山重雄④、倉持統史④、山口裕真⑧ **三等功労章**／森田智明①、石川佳太①、柳田篤史① **精勤章**／森田智明①、水村拓司③、高橋祐太④、見富明⑥ **勤続章**／田村邦宏②、内藤太一④、野村聡⑤、櫻井学⑧ **優良団員(特別表彰)**／深山純⑤、田中輝夫⑦、乾利有⑧、松沢孝一⑧

おめでとうございます

秘書政策課 ☎775-3849・📠775-9861

令和元年秋の叙勲・褒章、第33回危険業務従事者叙勲の市内の受章者を紹介します(敬称略)。

令和元年秋の叙勲

旭日双光章

岡田 武雄(地方自治功労)

瑞宝中綬章

三田 廣行(議院調査事務功労
図書館事務功労)

瑞宝小綬章

清水 祐介(警察功労)
内藤 哲雄(科学技術行政事務功労)
福島 利夫(税務行政事務功労)
松永 美之(防衛功労)

瑞宝双光章

小川 清(保健衛生功労)
清野 雅雄(建設行政事務功労)

瑞宝単光章

勝俣 孝幸(鉄道関連業務功労)

令和元年秋の褒章

藍綬褒章

吉田 浩之(消防功績)

第33回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章

飯塚 正弘(警察功労)
西 清志(警察功労)
平井 修(消防功労)
宮古 郁男(警察功労)
山崎 秀樹(消防功労)
渡辺 幸紀(防衛功労)

瑞宝単光章

尾鷲 敏之(警察功労)

三協フロンテア(株)と「災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定」を締結

危機管理防災課 ☎775-5140・📠775-9927

10月16日、市は三協フロンテア(株)と「災害時における物資(ユニットハウス等)の供給に関する協定」を締結しました。これにより、災害が発生し、避難所が開設された際の応急仮設住宅や、避難所に設置する仮設トイレの確保につながり、災害発生後の市民生活の早期安定を図ることが出来ます。



三協フロンテア(株)北関東統括部 久保木上席部長、畠山市長